

## 県立精和病院施設管理業務委託契約書（案）

沖縄県立精和病院長 屋良 一夫（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、県立精和病院における施設管理業務に関し、次のとおり業務委託を締結する。

### （総則）

第1条 甲は、県立精和病院における施設管理業務等を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

### （業務の履行）

第2条 乙は、本契約業務の履行にあたり、善良な管理者の注意をもって処理する。乙は、これを遂行するにあたり、従業員を適正に配置し、指導監督を行い別記仕様書に従い、計画的に業務処理を行うものとする。

2 乙は委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

（1）委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

（2）前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならぬ。

4 第1項の仕様書に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

### （契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### （契約金額及び支払い）

第4条 この契約に基づく契約金額は、総額 円とする。

（うち取引に係る消費税額 円）

（注）「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき、契約金額の110分の10を乗じて得た金額である。

2 甲が乙に支払う契約金額の月額は 円（消費税 円を含む。）とする。

3 乙は、前項の月額を翌月の10日までに甲に請求し、甲は、乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

#### (契約保証金)

第5条 契約保証金は、沖縄県病院事業局財務規程第133条第1項の規定に基づく額。ただし、同条第2項のいずれかに該当する場合は免除する。

#### (報告、提案)

第6条 甲は乙に対し、必要に応じて本契約業務の処理状況の報告を求めることができ、乙は、甲の求めに応じて速やかに報告するものとする。

2 乙は、本契約業務を円滑に履行するため、またはその精度の向上を図るために必要と認めたときは、甲にその方策を提案することができる。甲は、この提案を受けたときは、誠意をもって答えるように努めるものとする。

#### (法令上の責任)

第7条 乙は乙の従業員に対する雇用主として、労働関係法令、職業安定法、社会保険諸法、その他従業員に対する法令上の全ての責任を負い、法令を遵守し労務管理を行うものとする。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

#### (規律維持)

第8条 乙は、この業務遂行に従事する職員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び規律の維持に責任を負うものとする。

2 乙は、この委託業務に従事するものに乙の定める制服を着用させ、氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

#### (守秘義務)

第9条 甲及び乙は本契約業務の履行にあたり、知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。乙は、乙の従業員についてもこれを遵守させるものとし、また、本契約の解除及び期間満了後も同様とする。

#### (個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### (権利義務の譲渡)

第11条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合にはこの限りではない。

(光熱水費等の供与)

第12条 この業務の遂行のため乙が必要とする従業員控室及び光熱水費等は、甲の負担により乙に提供するものとする。

(善管注意義務)

第13条 乙は、業務に使用している甲所有の機器、データ等について、善良な管理者の注意をもって保管する義務を負う。

(損害賠償の責任)

第14条 乙は、この業務履行にあたり、故意又は重大な過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(免責事項)

第15条 労働争議等の社会紛争、地震、洪水、火災等の天災、その他不可抗力の事由により乙の契約履行が不可能又は困難となった場合、甲が被る損害について乙はその責を負わないものとする。

(契約の変更)

第16条 本契約内容の変更を必要とする事由が生じた場合は、契約期間中であっても甲乙協議のうえ改訂することができる。

(契約の解除)

第17条 甲又は乙がやむを得ない理由により、契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3カ月前までに書面で相手方に通知し、甲乙協議するものとする。ただし、甲又は乙が次の各号の一に該当したときは、それぞれ相手方は何等の予告なく本契約を解除することができるものとする。

- (1) 契約の遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後も本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。
- (2) 財産上の信用に関わる差し押さえ、競売、強制執行、延滞処分等を受けたとき。
- (3) 破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがあったとき。
- (4) 甲は、翌年度以降において本契約に係る予算が減額又は削除された場合は、契約を解除できるものとする。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

- 第18条 甲、乙ともに、本件締結時において、暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲、乙ともに前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要とする資料を提出しなければならない。
- 3 甲、乙ともに暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、本件契約を解除することができる。

(履行遅滞)

- 第19条 乙は、契約期間内にその義務を履行し終わらないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(再委託の禁止)

- 第20条 乙は、この契約により生じた権利・義務を第三者に譲渡若しくは再委託することはできない。

(協議事項)

- 第21条 この契約の定めのない事項については、その都度誠意を持って甲乙協議して定めるものとする。

(業務の引継)

- 第22条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、事務の引継を受けなければならない。
- 2 契約が終了した場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

(長期継続契約に係る特記事項)

- 第23条 当該契約は沖縄県長期継続契約を定める条例に基づき、契約締結の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約の内容等を見直すなどにより予算の範囲内における契約変更の可能性等についても乙と十分協議したうえで、この契約を継続することが困難である場合に限り、この契約を解除できるものとする。

(紛争解決の方法)

第24条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川260番地  
沖縄県立精和病院  
院長 屋良 一夫 印

乙